様式第12号（第12条関係）

（表面）

第　　号

身分証明書

所　　属

職　　名

氏　　名

上記の者は、都留市地下水保全条例第19条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

　　　　年　　　月　　　日　発行（　　　　年　　　月　　日まで有効）

　　　　　　　　　　　　　　　　都留市長　　　　　　　　　　印

（裏面）

都留市地下水保全条例（平成30年条例第2号）（抜すい）

（立入調査等）

第19条　略

2　市長は、この条例の施行に必要な限度において、井戸設置者から井戸に関する資料を提出させ、又は職員若しくは市長が委任した者（次項において「職員等」という。）に、井戸が設置された土地に立ち入って調査をさせることができる。

3　前項の調査に従事する職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときには、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注意：この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。